

◆産業廃棄物／特別管理産業廃棄物の収集運搬業に関する講習会修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 詳細はP. 10～11参照。 *修了証の有効期限については、P. 11【修了証の有効期限について】のとおり。
○様式第六号の二（第8面） （事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法） （記入例P. 57、様式P. 95）	<ul style="list-style-type: none"> 業務のために必要な車両等の施設をすでに保有している等で新たな資金を必要としない場合は記入例を参考にその旨を記入 （内容によっては、より詳細な資料等を求める場合あり）

■申請者が法人の場合

◆直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> 各事業年度ごとのもの 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照） 決算期の変更がある場合は、4期分必要
◆直前3年分の法人税（国税）の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原本照合可）	<ul style="list-style-type: none"> 税務署が発行する納税証明書（その1） 発行日から3か月以内のもの（例 4/15発行⇒7/15まで） 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照） 決算期の変更がある場合は、4期分必要
◆直前3年分の確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 修正申告がある場合は、修正申告書（別表一（一）、別表四）の写し 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照） 決算期の変更がある場合は、4期分必要
◆定款又は寄付行為（現行のものであることを証明したもの）	<ul style="list-style-type: none"> 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照）
◆法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本照合可）	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から3か月以内のもの 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照）

■申請者が個人の場合

○様式第六号の二（第9面） （資産に関する調書（個人用）） （記入例P. 58、様式P. 96）	<ul style="list-style-type: none"> 最新の状況を記入 （少なくとも昨年の確定申告時の情報を記入すること）
◆直前3年分の所得税（国税）の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原本照合可）	<ul style="list-style-type: none"> 税務署が発行する納税証明書（その1） 発行日から3か月以内のもの
◆直前3年分の確定申告書の写し（第一表、第二表）	<ul style="list-style-type: none"> 修正申告がある場合は、修正申告書（第一表、第五表）の写し 個人番号（マイナンバー）欄がコピーされていないもの（黒塗り、白抜き等）

■以下は共通

○様式第六号の二（第10面） （誓約書） （記入例P. 59、様式P. 97）	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は住所、名称及び代表者の氏名、個人の場合は住所及び個人の氏名の記載が必要
◆産業廃棄物／特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	<ul style="list-style-type: none"> 更新及び変更許可申請の際は現行の許可証の原本又はコピー（許可証交付時に本証を返納）が必要

<p>◆住民票等</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員全員 ・ 持分100分の5以上の株主及び出資者全員 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者 ・ 法定代理人（申請者が未成年のとき） <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政令で定める使用人（P. 13 ※1参照）全員 <p style="text-align: right;">（原本照合可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行許可証を提出する場合は不要（P. 15参照） ・ 発行日から3か月以内のもの ・ 役員には監査役、相談役及び顧問を含む ・ 住民票は本籍地（外国人の方は国籍等）が記載されているもの ・ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・ 株主又は出資者が法人である場合はその法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） <p>* 先行許可証を提出し住民票を省略する場合、欠格照会に必要な性別等の情報をお聞きます。</p>
<p>◆登記されていないことの証明書</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員全員 ・ 持分100分の5以上の株主及び出資者全員 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者 ・ 法定代理人（申請者が未成年のとき） <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政令で定める使用人（P. 13 ※1参照）全員 <p style="text-align: right;">（原本照合可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行許可証を提出する場合は不要（P. 15参照） ・ 発行日から3か月以内のもの ・ 役員には監査役、相談役及び顧問を含む ・ 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・ 東京法務局（郵送可）又は最寄りの地方法務局（本局のみ）に申請してください。（支局、出張所では発行されません。） ・ 当証明書の申請書には、住民票に記載されている氏名（通称名ではありません）、生年月日、住所（又は本籍、国籍等）を正確に記入 <p>* 詳細は最寄りの法務局、地方法務局に相談（P. 74参照）</p>
<p>◆委任状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の場合は申請者本人でない者が申請書を提出する場合に必要 ・ 法人の場合はその社員でない者が提出する場合に必要

※（原本照合可）とあるものは、コピーを提出していただいても結構です（但し、窓口で原本照合します）。

※ 新規申請時に他行政庁で許可を有している場合、その許可証のコピーを1行政庁分添付してください。

※ 製本やファイル綴りは不要です。

※ 許可申請内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

■PCB廃棄物の収集運搬を行おうとする場合に必要な書類

書類の作成にあたっては、環境省作成の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を参照してください。

<p>容器の種類毎の仕様書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書は容器のカatalogでも可。 ・ 容器の写真は様式第六号の二（第7面）（運搬容器等の写真）に貼付すること。
<p>PCB廃棄物作業従事者講習会修了証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理責任者及び運行管理責任者その他これらに類する者は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を受講し、修了すること。申請時に修了証の写しを添付すること。
<p>安全管理及び運行管理 （別紙PCB1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入例P. 67, 68、様式集P. 105, 106 ・ 運行管理システムの仕様書、運行ルートの地図及び通過連絡先を添付すること。
<p>緊急時の対策 （別紙PCB2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入例P. 69、様式P. 107 ・ 応急措置設備・器具リスト及び写真を添付すること。

経理的基礎に関する追加資料

設立後1年度分（個人の場合は3年度分）の決算書の添付できない申請者、又は債務超過である申請者については、以下に示す追加資料の提出が必要です。

1. 設立後1年度分（個人の場合は3年度分）の決算書が添付できない申請者

税務署に提出した設立届又は開業届の写し
（個人の場合で、開業後1年以上3年未満の方は、納税証明書及び確定申告書の写しも必要です。）
※ 個人の開業届の写しについては、個人番号（マイナンバー）欄がコピーされていないもの（黒塗り、白抜き等）

2. 債務超過である申請者

- 経理的基礎がないと判断される場合がありますので、下記の追加資料を求めて許可、不許可を判断します。
債務超過の基準については、P. 11 「(3) 経理的基礎」をご参照ください。

経理的基礎に関する申立書 （記入例P. 63、様式P. 101）	
大阪府税（すべての税目）に未納がない旨の証明書 ※大阪府内に事業所を持つ場合に限る	《大阪府・高槻市・豊中市・八尾市・吹田市に申請する場合のみ》
市税に未納がない旨の証明書	《高槻市に申請する場合のみ》
消費税等に滞納がない旨の証明書（税務署発行の納税証明書） 法人の場合：その3の3、個人の場合：その3の2	《大阪府・高槻市・豊中市・八尾市・吹田市に申請する場合のみ》
直前3年分の販売費及び一般管理費、売上原価又は製造原価 （法人の場合）	

※ 場合によっては、その他追加資料を頂くことがあります。詳細は各自治体にご確認ください。